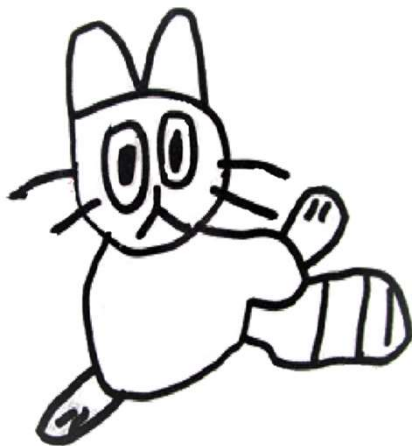


与論町児童発達支援センターほのぼの・重要事項説明書・2025

この重要事項説明書は、与論町児童発達支援センターほのぼのと通所契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、当施設の概要や提供される支援のサービス内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。



目 次

1	事業者の概要	-----	P1
2	事業所の概要	-----	”
3	事業の目的	-----	P2
4	運営方針	-----	”
5	職員の体制	-----	”
6	事業所の施設設備の概要	-----	”
7	当事業所が提供する支援内容	-----	P3
8	利用料	-----	”
9	利用に当たっての留意事項	-----	P4
10	緊急時の対応	-----	”
11	非常災害対策	-----	”
12	虐待防止のための措置	-----	”
13	苦情解決	-----	”
14	安全確保	-----	P5
15	衛生・健康管理	-----	”
16	適切な情報伝達手段の確保	-----	”
17	秘密保持	-----	”
18	権利擁護	-----	”
19	身体拘束への対応	-----	”
20	苦情・相談の受け付けについて	-----	”

与論町児童発達支援センター

ほのぼの

1 事業者の概要

名 称	与論町
代 表 者	与論町長 田畑 克夫
所 在 地	〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花1418番地1
電 話 番 号	0997-97-3111
FAX 番 号	0997-97-4196

2 事業所の概要

事業所の名称	与論町児童発達支援センターほのぼの	
事業所の所在地	〒891-9308 鹿児島県大島郡与論町那間3348番地1 TEL・FAX：0997-97-4668 E-mail：honobono@yoron.jp	
管 理 者	池田 いつみ	
児童発達支援管理責任者	西田 麻乃	駒崎 沙織
事業所が行う通所支援	(1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス (3) 保育所等訪問支援	
利 用 対 象 者	障害のある児童（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）及び難病等対象者）又はその可能性のある児童で、通所受給者証の交付を受けた者。	
利 用 定 員	16名 （利用定員とは、当事業所において「同時に」サービスの提供を受けることができる「利用者の数の上限」をいいます。）	
開 所 日	条例に規定する休所日（日曜日及び月曜日、祝日、年末年始等）を除く火曜日から土曜日まで	
休 所 日	日曜日、月曜日、祝日、年末年始等	
開 所 時 間	火曜日～金曜日 8：30～18：15 土曜日、長期休業日 8：30～17：15	
指 導 訓 練 時 間	(1) 火曜日～金曜日 9:30～17:30 (2) 土曜日・長期休業日 9:30～16:00	

3 事業の目的

【1】 児童発達支援

未就学児の利用者に対して、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分に配慮しながら、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行い、子どもの成長を支援することを目的とします。

【2】 放課後等デイサービス

就学児の利用者に対して、学校の授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行い、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことを目的とします。

【3】 保育所等訪問支援

認定こども園等を訪問し、利用者に対して、利用者以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うことを目的とします。

4 運営方針

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づき、利用者の最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援に当たります。
- (2) 利用者個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めます。
- (3) 利用者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、認定こども園等と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、認定こども園等の後方支援を行います。
- (4) 保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携のもとで、利用者の状態等を踏まえて支援を行います。
- (5) 児童福祉法及びその他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

5 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1 (専従)		所長
児童発達支援管理責任者	2 (兼務)		
保 育 士	3 (兼務)	1 (専従)	
そ の 他 の 従 業 者	1 (専従) 1 (兼務)		
調 理 師	1 (専従)		
嘱 託 医		1 (兼務)	与論徳洲会病院 院長

6 事業所の施設設備の概要

設 備 の 種 類	室 数	面積	備 考
児童発達支援(指導訓練室A)	1室	49.8㎡	
放課後等デイサービス(指導訓練室B)	1室	56.0㎡	
遊戯室(プレイルーム)	1室	49.5㎡	
準備室	1室	49.6㎡	
便所・洗面所	1室	24.5㎡	
厨房	1室	33.6㎡	
事務室	1室	30.3㎡	

7 当事業所が提供する支援内容

- (1) 児童発達支援
 - ① 日常生活における基本的な動作を取得するための支援
 - ② 集団生活の適応のための専門的な支援
 - ③ 創作的活動
 - ④ 相談及び援助
 - ⑤ 送迎サービス
 - ⑥ 前各号に附帯するその他必要な支援、相談、助言
- (2) 放課後等デイサービス
 - ① 日常生活における基本的な動作を取得するための支援
 - ② 集団生活のための専門的な支援
 - ③ 創作的活動
 - ④ 相談及び援助
 - ⑤ 送迎サービス
 - ⑥ 前各号に附帯するその他必要な支援、相談、助言
- (3) 保育所等訪問支援
 - ① 利用児に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）
 - ② 訪問先施設等の保育士等に対する支援（支援方法等の助言・指導）
 - ③ 前各号に附帯するその他必要な支援、相談、助言

8 利用料

- (1) 事業所が利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額は次に掲げるとおりです。
 - ① 通所給付費に係る法で規定されている利用者負担額は、条例により与論町が負担することとし免除します。ただし、免除申請書の提出が必要となります。
 - ② 給食費は、認定こども園給食費又は学校給食費と同額となります。なお、生活保護世帯については免除です。

児童発達支援	0～2歳児クラス：0円 3～5歳児クラス：40円
放課後等デイサービス	小学生：180円 中学生：210円 高校生：240円

- ③ 日常生活において通常必要となるものに係る費用は、実費相当額となります。
- ④ その他、特に納付を要するものとして町長が認める費用の額
- (2) (1)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者の保護者に対し交付します。
- (3) (1)の③④の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者の保護者に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得るものとします。

9 利用に当たっての留意事項

- (1) 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、速やかに職員にお知らせください。
- (2) 感染症の予防にご協力をお願いします。
- (3) 利用者の健康管理に必要な情報をご提供ください。
- (4) 利用予定日時の変更又は中止があった場合は、原則として利用日の前日までにご連絡ください。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従ってください。

10 緊急時の対応

- (1) 利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関又は主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) 協力医療機関

病 院 名	与論徳洲会病院
住 所	与論町茶花403番地1
電 話 番 号	0997-97-2511

- (3) 損害賠償について

利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者に重過失がある場合は、賠償責任の免除又は賠償額を減額されることがあります。また、事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

11 非常災害対策

- (1) 管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的に職員や保護者に周知します。
- (2) 管理者は、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) 管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、利用者の安全確保のために、状況に応じて臨時休所とする等の適切な対応を行います。
- (4) 職員は、障害種別や障害の特性ごとの災害時対応に努めます。

12 虐待防止のための措置

管理者は、利用者に対する虐待の防止のため、次に掲げる措置を講じています。

- (1) 職員による利用者に対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制を整備します。
- (2) 職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。
- (3) 職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めます。
- (4) 職員は、保護者による虐待について、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により未然防止に努めます。
- (5) 町が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、関係機関と連携して対応します。

13 苦情解決

- (1) 管理者は、支援に対する利用者や保護者からの苦情について、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置及び解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築します。
- (2) 管理者は、苦情受付窓口や第三者委員について利用者や保護者に周知します。
- (3) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。

- (1) 職員は、支援の提供中におきる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除します。
- (2) 職員は、利用者の特性を理解した上で、必要な安全の確保を行います。

15 衛生・健康管理

- (1) 管理者は、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排せつ物又はおう吐物等に関連する処理方法について対応マニュアルを策定し職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応します。
- (2) 管理者は、利用者の健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、利用者の来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築します。

16 適切な情報伝達手段の確保

定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を利用者や保護者に対して発信します。

17 秘密保持

職員は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らすことはありません。

18 権利擁護

利用者の支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約及び児童福祉法等が求める子どもの最善の利益を考慮します。

19 身体拘束への対応

- (1) 身体拘束は、利用者本人や他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止します。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合は、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、管理者が組織的に決定し、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、利用者や保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載します。
- (3) 身体拘束を行った場合には、管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受け保護者に報告します。

20 苦情・相談の受付について

- (1) 支援に対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなど利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

ほ の ほ の	苦情・相談受付窓口	主任保育士 西田 麻乃 受付時間 火曜日～土曜日 8:30～17:00 電話番号 0997-97-4668
	苦情解決責任者	所長 池田 いつみ

- (2) 行政機関

与論町役場（こども未来課児童福祉係）	0997-97-2792	受付時間 8:30～17:00
--------------------	--------------	-----------------

- (3) その他苦情受付機関

第三者委員	所 属	氏 名	電 話 番 号	住 所
	(民生委員・児童委員)	吉田 富子	0997-97-3103	与論町茶花2541番地
	(民生委員・主任児童委員)	川畑 こず枝	0997-97-2022	与論町茶花1583番地1
	(民生委員・主任児童委員)	池田 剛	0997-97-3162	与論町茶花185番地2

児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

上記の選択した項目の指定通所支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

管 理 者 (所長) 池田 いつみ

説 明 者 職 名 児童発達支援管理責任者

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、支援サービスの提供及び利用に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 児 氏 名

利 用 児 保 護 者

住 所

氏 名